

## ○熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則

(平成 22 年 3 月 31 日規則第 25 号)

改正 平成 25 年 7 月 5 日規則第 43 号 平成 26 年 3 月 24 日規則第 4 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 18 号 令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号

令和 5 年 3 月 31 日規則第 30 号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

### 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成 22 年熊本県条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第 3 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 水力

(2) 地熱

(3) 太陽熱

(4) 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前 2 号に掲げるものを除く。)

(5) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。))をいう。次号において同じ。)以外のものをいう。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、エネルギー源として利用することができるもの(化石燃料及び原子力を除く。)のうち、永続的に利用できると認められるものであって、知事が別に定めるもの

(催し等の規模)

第 4 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定めるものは、県内において期間及び場所を限定して開催される講演会、競技会その他の催し又は会議であって、1 日当たりの平均的な参加者(通行人を除く。)の人数の見込みが 1,000 人以上であるもの(運動会、文化祭、入学式、卒業式その他の学校の行事、冠婚葬祭、祭礼及び政治活動を目的としたものを除く。)とする。

(特定事業者)

第 5 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に事業所を設置している者であって、その県内に設置している全ての事業所（その者が条例第 17 条第 2 項に規定する連鎖化事業を行う者である場合にあつては、加盟者が連鎖化事業に係る事業所として県内に設置しているものを含む。）における前年度の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）を合算した量が 1,500 キロリットル以上であるもの
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業を営む者であつて、その使用している自動車のうち、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条第 1 項第 5 号に規定する使用の本拠の位置を県内に有する自動車の前年度の末日における合計台数が次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
- ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうちけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の台数が 100 台以上であること。
- イ 道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の台数が 100 台以上であること。
- ウ 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が 150 台以上であること。

（事業活動温暖化対策計画書の作成等）

第 6 条 条例第 17 条第 1 項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、事業活動温暖化対策計画書を提出する日の属する年度以降 5 か年度以内で特定事業者が設定する期間（本条及び第 11 条において「計画期間」という。）における特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び抑制の量に係る目標並びに排出の抑制を図るための措置その他の地球温暖化の防止に関する事項を対象として、当該計画期間の初年度の 8 月末日までに、事業活動温暖化対策計画書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

（特定事業者以外の事業者による事業活動温暖化対策計画書の作成等）

第 7 条 条例第 17 条第 3 項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出については、前条の規定を準用する。

（事業活動温暖化対策変更計画書の作成等）

第 8 条 条例第 17 条第 4 項の規定による事業活動温暖化対策変更計画書の作成及び提出は、同項に規定する事業活動温暖化対策計画の変更後速やかに事業活動温暖化対策変更計画書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

（事業活動温暖化対策計画廃止届出書の提出の事由）

第9条 条例第17条第5項第1号の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 事業を廃止したこと。
- (2) 第5条各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなったこと。  
(事業活動温暖化対策計画廃止届出書の作成等)

第10条 条例第17条第6項の規定による事業活動温暖化対策計画廃止届出書の作成及び提出は、同項に規定する事業活動温暖化対策計画の廃止後速やかに事業活動温暖化対策計画廃止届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

(事業活動温暖化対策実施状況報告書の作成等)

第11条 条例第18条の規定による事業活動温暖化対策実施状況報告書の作成及び提出は、計画期間の各年度の翌年度の8月末日までに、事業活動温暖化対策実施状況報告書(別記第1号様式)により行うものとする。

(事業活動温暖化対策計画書等の公表)

第12条 条例第19条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法  
(権利利益の保護に係る請求)

第13条 条例第19条第2項の規定による請求は、権利利益の保護に係る請求書(別記第4号様式)により理由を付して行うものとする。

(権利利益の保護に係る請求に対する通知)

第14条 知事は、条例第19条第2項の規定による請求があった場合において、当該請求にかかわらず公表することが適当と判断したとき(同条第3項ただし書の規定により公表するときを含む。)は、その旨及びその理由を当該請求を行った者に対し通知するものとする。

(目標を達成するための補完的手段)

第15条 条例第20条の規則で定める地球温暖化対策は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林の整備及び保全(知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づく認証を行ったものに限る。)
- (2) 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱であつて、県内で発電し、又は発生したものの供給(自ら消費したものを除く。)
- (3) グリーン電力証書(一般財団法人日本品質保証機構(昭和32年10月28日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう。)の認証に基づき発行された証書(以下この号において「認証証書」という。))で、県内において発電した電力に係るものをいう。)又はグリーン熱証書(認証証書で、県内において発生した熱に係るものをいう。)の購入
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が認めるもの

2 前項各号に掲げる地球温暖化対策は、別に知事が定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者の温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置とみなす。

(特定電気機器等)

第 16 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第 18 条第 2 号に規定するエアコンディショナーであつて、未使用かつ直吹きで壁掛け形のもの

(2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第 18 条第 4 号に規定するテレビジョン受信機であつて、未使用のもの

(3) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第 18 条第 10 号に規定する電気冷蔵庫であつて、未使用のもの

(エネルギー性能の表示方法)

第 17 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成 18 年経済産業省告示第 258 号。以下この条において「経済産業省告示」という。)1 の 1—2 の(4)の別添 1—1 又は別添 1—2 に定める様式

(2) テレビジョン受信機 経済産業省告示 3 の 3—2 の(4)の別添 3—1 に定める様式

(3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示 7 の 7—2 の(4)の別添 4—1 に定める様式

(自動車環境情報)

第 18 条 条例第 27 条第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 温室効果ガスの排出量

(2) 燃料消費率

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(特定規模事業者)

第 19 条 条例第 29 条第 1 項の規則で定めるものは、4 月 1 日において常時使用する従業員の数が 500 人以上の事業所を県内に設置している事業者とする。

(エコ通勤環境配慮計画書の作成等)

第 20 条 条例第 29 条第 1 項の規定によるエコ通勤環境配慮計画書の作成及び提出は、エコ通勤環境配慮計画書を提出する日の属する年度以降 3 か年度(本条及び第 25 条において「配慮計画期間」という。)における特定規模事業者の従業員の自家用自動車による通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置その他の地球温暖化の防止に

関する事項を対象として、当該配慮計画期間の初年度の8月末日までに、エコ通勤環境配慮(変更)計画書(別記第5号様式)により行うものとする。

(特定規模事業者以外の事業者によるエコ通勤環境配慮計画書の作成等)

第21条 条例第29条第2項の規定によるエコ通勤環境配慮計画書の作成及び提出については、前条の規定を準用する。

(エコ通勤環境配慮変更計画書の作成等)

第22条 条例第29条第3項の規定によるエコ通勤環境配慮変更計画書の作成及び提出は、同項に規定するエコ通勤環境配慮計画の変更後速やかにエコ通勤環境配慮(変更)計画書(別記第5号様式)により行うものとする。

(エコ通勤環境配慮計画廃止届出書の提出の事由)

第23条 条例第29条第4項第1号の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 事業を廃止したこと。

(2) 第19条に規定する要件に該当しなくなったこと。

(エコ通勤環境配慮計画廃止届出書の作成等)

第24条 条例第29条第5項の規定によるエコ通勤環境配慮計画廃止届出書の作成及び提出は、同項に規定するエコ通勤環境配慮計画の廃止後速やかにエコ通勤環境配慮計画廃止届出書(別記第6号様式)により行うものとする。

(エコ通勤環境配慮実施状況報告書の作成等)

第25条 条例第30条の規定によるエコ通勤環境配慮実施状況報告書の作成及び提出は、配慮計画期間の各年度の翌年度の8月末日までに、エコ通勤環境配慮実施状況報告書(別記第7号様式)により行うものとする。

(エコ通勤環境配慮計画書等の公表)

第26条 条例第31条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(特定建築主に該当することになる新築等の規模)

第27条 条例第32条第1項の規則で定める規模は、床面積(改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートルとする。

第28条 削除

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第29条 条例第32条第1項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を対象として、工事の着手の予定の日の21日前までに、建築物環境配慮計画書(別記第8号様式)により行うものとする。

(特定建築主以外の建築主による建築物環境配慮計画書の作成等)

第30条 条例第32条第2項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出については、前条の規定を準用する。

(建築物環境配慮変更計画書の作成等)

第31条 条例第32条第3項の規定による建築物環境配慮変更計画書の作成及び提出は、変更に係る工事の着手の予定の日の15日前までに、建築物環境配慮変更計画書(別記第9号様式)により行うものとする。

(軽微な変更)

第32条 条例第32条第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の変更のうち、環境配慮評価結果が変わらないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が軽微と認める変更

(建築物工事完了届出書の作成等)

第33条 条例第33条の規定による建築物工事完了届出書の作成及び提出は、工事完了後15日以内に、建築物工事完了届出書(別記第10号様式)により行うものとする。

(建築物環境性能届出書の作成等)

第34条 条例第34条の規定による建築物環境性能届出書の作成及び提出は、建築物環境性能届出書(別記第11号様式)により行うものとする。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第35条 条例第35条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供)

第36条 条例第36条の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第32条第1項若しくは第2項に規定する建築物環境配慮計画書、同条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書又は条例第34条に規定する建築物環境性能届出書に記載した建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のための措置及び環境配慮評価結果

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条から第 36 条までの規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 22 年度における第 6 条の規定の適用については、同条中「8 月末日」とあるのは、「12 月末日」とする。
- 3 平成 22 年 10 月 1 日から同月 21 日までの間に条例第 32 条第 1 項に規定する工事に着手しようとする者に対する第 29 条の規定の適用については、同条中「工事の着手の予定の日の 21 日前までに」とあるのは、「平成 22 年 10 月 1 日」とする。

附 則(平成 25 年 7 月 5 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の規定により提出されている計画書その他の書類は、改正後の熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により提出された計画書その他の書類とみなす。
  - 3 この規則の施行の際現に熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成 22 年熊本県条例第 16 号)第 17 条第 1 項及び第 3 項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出している者並びに同条第 4 項の規定により事業活動温暖化対策変更計画書を提出している者が同条例第 18 条の規定により提出すべき事業活動温暖化対策実施状況報告書の様式は、当該計画書及び変更計画書の計画期間(以下「計画期間」という。)内は、なお従前の例による。

- 4 前項に規定する者が、計画期間内に、新規則第 11 条に規定する事業活動温暖化対策実施状況報告書の様式を使用することを希望する旨を知事に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該様式を使用することができる。

別記第 1 号様式(第 6 条—第 8 条、第 11 条関係)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 10 条関係)

[別紙参照]

別記第 3 号様式 削除

別記第 4 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 20 条—第 22 条関係)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 24 条関係)

[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 25 条関係)

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 29 条・第 30 条関係)

[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 31 条関係)

[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 33 条関係)

[別紙参照]



別記第 11 号様式(第 34 条関係)

[別紙参照]